

## ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハード施策の総動員

### ■具体的な施策等

- 津波避難ビル等の普及
- 幹線交通網へのアクセス確保
- 避難関係・無線の高度化
- 安全・安心な社会・都市・地域の構築
- 迅速な埋蔵文化財発掘調査
- 津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりの推進

| 津波避難ビル等の普及  |  |             |
|---|--|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |  | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策                                       | 内閣府         |
| 節   | (1)災害に強い地域づくり 及び<br>(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり       |             |
| 項   | ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員<br>及び ⑤今後の災害への備え | 作成年月        |
| 目   | ②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)                         | 平成 24 年 4 月 |
| これまでの取組み  |  |             |
| <p>○津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。</p> <p>○また、国土交通省と共同で、津波防災地域づくりに関する法律の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を設けた。</p>   |  |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |  |             |
| <p>○今般の震災を踏まえ、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。もって、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の整備の促進を図る。</p> <p>○津波対策推進事業費補助金を創設し、都道府県による津波浸水予測の実施や市町村によるハザードマップの作成等、津波対策の推進を図る。</p> <p>○中央防災会議のワーキンググループにおいて、津波避難に関する検討を進めている。</p> |  |             |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |  |             |
| <p>○津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波浸水予測の実施やハザードマップの作成等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。</p>  |  |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |  |             |
| <p>○津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。</p>  |  |             |
| 平成24年度予算における予算措置状況  |  |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波対策の推進 39 百万円</li> <li>・津波対策推進事業費補助金 155 百万円【復旧・復興枠】</li> </ul>  |  |             |

| 幹線交通網へのアクセス確保   |  |             |
|---|--|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |  | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策                                 | 警察庁         |
| 節   | (1) 災害に強い地域づくり                         |             |
| 項   | ② 「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員           | 作成年月        |
| 目   | (ii) (ホ) 被災時における支援活動に不可欠な幹線交通網へのアクセス確保 | 平成 24 年 4 月 |
| これまでの取組み  |  |             |
| ① 交通安全施設等の復旧【再掲 5(1)①(ii)】  |  |             |
| ② 信号機電源付加装置の整備等<br>信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進している。  |  |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |  |             |
| ① 交通安全施設等の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】  |  |             |
| ② 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階)<br>引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。  |  |             |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |  |             |
| ① 交通安全施設等の整備等(中長期段階)【再掲 5(1)①(ii)】  |  |             |
| ② 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階)<br>引き続き、信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等を推進する。  |  |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |  |             |
| ① 「交通安全施設等の整備等」及び「信号機電源付加装置の整備等」について<br>震災時にも、被災地における道路交通環境の安全・安心を確保する。<br>被災地における交通安全施設等については、今後、道路整備やまちづくりの状況により大きく変化することが見込まれる道路交通環境に応じて整備する必要があるため、現状で数値目標を定めることは困難である。<br>また、全国的な信号機電源付加装置の整備、信号灯器のLED化等の推進については、整備事業費の一部が国庫補助の対象となるものの、整備数は都道府県警察における予算の状況に左右されるため、現状で数値目標を定めることは困難である。 |  |             |
| 平成24年度予算における予算措置状況  |  |             |
| ・ 交通安全施設の防災機能の強化に要する経費 853 百万円【復興特会】  |  |             |

| 避難関係・無線の高度化  |   |           |
|--|---|-----------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |   | 府省名       |
| 章  | 5 復興施策  | 総務省       |
| 節  | (1)災害に強い地域づくり                                 |           |
| 項  | ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員                   | 作成年月      |
| 目  | (ii)<br>※災害に強い情報連携システムについては5(3)⑨<br>(iii)にも再掲 | 平成 24 年4月 |
| これまでの取組み   |   |           |
| <p>(ロ) 避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>①「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）において、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に基づく防災体制の緊急点検を実施するよう通知。また、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するために「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置し、東日本大震災における地方公共団体の災害対応に係る課題等を調査し、地域防災計画の見直しを行うに際しての留意点等のとりまとめを行った（平成 23 年 12 月）。</p> <p>②住民に対し、避難勧告等を適切なタイミングで発令するため、関係省庁で定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に基づき、市町村に対しては、具体的な発令基準を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行うよう要請。また、要援護者の避難支援対策として、関係省庁で定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）に基づき、市町村に対しては、「全体計画」等を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行う要請。</p> <p>③避難勧告等の発令基準等に係る点検等について（平成 23 年 10 月 4 日消防災第 319 号）により、市町村の避難勧告等の発令基準の策定状況や要援護者等の避難体制、避難場所、避難所の安全性などについて点検を要請。</p> <p>(チ) 無線の高度化について</p> <p>①消防救急無線のデジタル化の推進<br/>消防救急デジタル無線の整備にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、技術アドバイザーの派</p> |   |           |

遣や整備マニュアルの策定等を行った。

②防災行政無線の整備促進

防災行政無線の整備促進にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、整備案内（パンフレット）の策定等を行った。

③東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、平成 23 年度第一次補正予算において補助金（国庫 2 / 3）とし交付した。

なお、平成 24 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○消防救急無線施設 のべ 30 団体、33 億 78 百万円

設備 のべ 26 団体、60 億 72 百万円

○防災行政無線施設 のべ 50 団体 68 億 88 百万円

設備 のべ 56 団体 36 億 53 百万円

④今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備に必要な経費を補助し、通信基盤を整備・高度化することにより、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

なお、平成 24 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○ 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金

のべ 177 団体 34.6 億円

○ 消防救急無線のデジタル化への補助金

のべ 116 団体 89.2 億円

○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）への補助金

92 団体 1 億円

当面（今年度中）の取組み

（ロ）避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

①避難勧告等の発令基準等の策定状況のフォローアップ

平成 24 年 4 月 1 日時点の災害時要援護者の避難支援プランの策定状況及び平成 24 年 11 月 1 日時点の避難勧告等の発令基準の策定状況のフォローアップを行う。

②津波避難対策推進マニュアルの改訂

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難対策推進マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

|   |
|---|
| <p>(チ)無線の高度化について</p> <p>①消防防災通信基盤の整備</p> <p>今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）等通信基盤の整備・高度化を進める。</p> <p>また、平成24年度に全国瞬時警報システム（J-ALERT）のバックアップ体制の整備を行う。</p> <p>②住民への災害情報伝達手段の多様化</p> <p>災害時の情報伝達手段として、市町村防災行政無線による音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であると考えられる。また、ソーラーエネルギーなども活用した非常電源の強化や、庁舎外からのリモコン起動、システムの耐災害性の向上も急務であることから、高度化された防災行政無線システムの実証実験や推奨仕様の策定を行う。</p>  |
| <p>中・長期的(3年程度)取組み</p>   |
| <p>(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>①津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発等</p> <p>引き続き、全国の津波対策の推進を図るため、津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発やフォローアップを行う。</p> <p>(チ)無線の高度化について</p> <p>①消防防災通信基盤の整備</p> <p>消防広域応援体制や消防救急無線のデジタル化等情報伝達体制の強化を引き続き推進する。</p> <p>②消防防災情報通信体制の高度化</p> <p>全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県への無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を引き続き図る。</p> <p>③災害に強い情報連携システム</p> <p>災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。</p> |
| <p>期待される効果・達成すべき目標</p>  |
| <p>(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>○全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り、災害時における人的被害の極小化を目指す。</p>  |

- (チ)無線の高度化について
- 地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。
  - 消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。
  - 地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。

平成24年度予算における予算措置状況

- (ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について
- ・大規模地震対策の推進に要する経費 25百万円
- (チ)無線の高度化について
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金  
4,897 百万円(うち消防救急無線デジタル化 2,000 百万円)
  - ・消防防災通信基盤の整備事業 1,290 百万円【H23 年度3次補正予算繰越】
  - ・被災地域情報化推進事業(災害に強い情報連携システムの構築)  
3,311 百万円の内数【23 年度3次補正予算繰越】

| 安全・安心な社会・都市・地域の構築   |   |             |
|---|---|-------------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |   | 府省名         |
| 章   | 5 復興施策  | 文部科学省       |
| 節   | (1)災害に強い地域づくり                                   |             |
| 項   | ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員                     | 作成年月        |
| 目   | (i) ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災まちづくり」を推進する。 | 平成 24 年 4 月 |
| これまでの取組み  |   |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研究開発成果実装支援プログラム「津波災害総合シナリオ・シミュレータを活用した津波防災啓発活動の全国拠点整備」における意識啓発・防災教育活動や、安全・安心科学技術プロジェクト「住民・行政協働ユビキタス減災情報システム」における災害情報共有システムの構築など、地域拠点における研究開発を実施するとともに、当該成果の他地域への展開を目指した社会実装を推進している。</li> <li>○ 23 年度は「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集した。被災地域に実装する取組(23 年度内)として、6 つの活動を採択し、事業を実施したところ。</li> </ul> |   |             |
| 当面(今年度中)の取組み  |   |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造～ロボバストでレジリエントな社会の構築を目指して～(仮称)」を新規研究開発領域として設定し、今回の震災において得られた課題や教訓を科学的に検証し、社会をより強くなやか(ロボバストかつレジリエント)なものにするための災害対策やしゅくみを実現するため、コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造を目指した研究開発を公募・採択し、事業を実施する。</li> </ul>   |   |             |
| 中・長期的(3 年程度)取組み   |   |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造～ロボバストでレジリエントな社会の構築を目指して～(仮称)」による研究開発を推進する。</li> </ul>  |   |             |
| 期待される効果・達成すべき目標   |   |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害から迅速に回復し、減災につなげられるシステムが社会に構築されることが期待される。<br/>研究開発等の課題は、公募により決定し、課題例として、リアルタイム避難誘導システムの構築等を想定している。定量的な目標については、公募要領を作成する際に検討する。</li> </ul>   |   |             |
| 平成24年度予算における予算措置状況  |   |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)のうち「安全・安心な社会・都市・地域の構築」(仮称) 200 百万円【一般会計】</li> </ul>  |   |             |



| 迅速な埋蔵文化財発掘調査  |   |         |
|---|---|---------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所  |   | 府省名     |
| 章   | 5 復興施策  | 文部科学省   |
| 節   | (1)災害に強い地域づくり   |         |
| 項   | ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員                                   | 作成年月    |
| 目   | (vi)速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。 | 平成24年4月 |
| これまでの取組み  |   |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、発掘調査の範囲を限定するなど弾力的な取扱いを認めるとともに、事業の規模等に応じて適切に取り扱うよう、文化庁から関係都県等教育委員会に通知(平成23年4月28日付)。さらに、迅速な調査の実施を促進するため、調査の弾力的な運用等を行うよう関係県等教育委員会に通知(平成24年4月17日付)。</li> <li>○ 復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査については、「復興交付金」の基幹事業の対象事業とした。復旧・復興事業の本格化に伴う埋蔵文化財の発掘調査への対応として、文化庁から全国の都道府県等教育委員会に埋蔵文化財専門職員の被災地への派遣協力を要請(平成23年9月30日付)</li> <li>○ 各教育委員会の協力により、平成24年4月から20名の埋蔵文化財専門職員を岩手県・宮城県・福島県に派遣。</li> <li>○ 被災3県・1市(仙台市)の埋蔵文化財実務担当者で構成する「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を設置し、震災復興に伴う迅速な埋蔵文化財発掘調査の体制等、逐次検討を行い、情報の共有を図っているところ(平成23年度に計8回実施)。</li> </ul> |   |         |
| 当面(今年度中)の取組み  |   |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災各県の埋蔵文化財発掘調査の方針等について、「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、引き続き調整・協議を行う。</li> <li>○ 被災3県等の迅速な埋蔵文化財発掘調査を支えるため、今後、被災地の復興事業の進捗状況を鑑み、追加派遣を要請予定。</li> <li>○ 復旧・復興に伴う埋蔵文化財発掘調査について、「復興交付金」の対象事業として実施。</li> </ul>  |   |         |
| 中・長期的(3年程度)取組み  |   |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災3県と「東日本大震災に伴う埋蔵文化財保護に関する会議」を通じて、密な連携協力を図り、迅速な埋蔵文化財発掘調査体制の整備を行う。</li> <li>○ 迅速な埋蔵文化財発掘調査体制を支えるため、引き続き、専門職員の派遣に努め</li> </ul>   |   |         |

|   |
|---|
| るとともに、復興交付金の基幹事業としても継続して実施する。   |
| 期待される効果・達成すべき目標   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 埋蔵文化財調査の体制整備の強化を実現し、被災地の迅速な復旧・復興と埋蔵文化財調査の実施の両立を図る。</li> <li>○ 埋蔵文化財発掘調査を通じて、新たな文化財を確認、歴史的知見を得る。</li> </ul> |
| 平成24年度予算における予算措置状況  |
| ・復興交付金 2,868 億円の内数  |

| 津波防災地域づくり法に基づく津波防災地域づくりの推進   |                             |         |
|--|-----------------------------|---------|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所   |                             | 府省名     |
| 章  | 5 復興施策                      | 国土交通省   |
| 節  | (1)災害に強い地域づくり               |         |
| 項  | ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 | 作成年月    |
| 目  | (i)、(ii)                    | 平成24年4月 |
| これまでの取組み   |                             |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「津波防災地域づくりに関する法律」は平成23年12月14日に公布、同月27日施行。</li> <li>・同法に基づく基本指針を平成24年12月27日に国土交通大臣が決定。</li> <li>・全都道府県を対象に同法の説明会を実施。</li> </ul> |                             |         |
| 当面(今年度中)の取組み   |                             |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に続き、「津波防災地域づくり法」の周知・活用促進に努める。</li> </ul>  |                             |         |
| 中・長期的(3年程度)取組み   |                             |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、全国における本制度の活用を促進する。</li> </ul>   |                             |         |
| 期待される効果・達成すべき目標  |                             |         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図る。</li> </ul>  |                             |         |
| 平成24年度予算における予算措置状況   |                             |         |
|  |                             |         |